⑵元禄６（1693）年　大谷九右衛門船、安龍福ら朝鮮人２名を米子に連行

２月15日、米子を出船した大谷九右衛門船は、４月17日竹島へ到着。前年に引き続き、朝鮮人と遭遇。翌18日、通詞ら２名（安龍福・朴於屯）を乗せ出船。隠岐国福浦にて朝鮮人の取り調べが行われたのち、４月27日米子へ着船。同日、米子の荒尾家へ朝鮮人を連行した旨を報告する（以上「竹島考」、「因府歴年大雑集」）。翌28日、荒尾修理（着座米子荒尾分家）より鳥取へ朝鮮人連行の報が伝えられる。朝鮮人連行の報は、同日藩主綱清がいる江戸へ遣わされる（綱清は４月４日から翌７年５月15日まで江戸在府）。また、米子の朝鮮人らは、大谷宅へ留め置かれ、藩より番人が付け置かれた（以上「控帳」）。

史料２　「控帳」４月28日条。米子から鳥取藩庁へ朝鮮人連行の報がもたらされる。
この事件をきっかけに、日朝間で竹島（鬱陵島）の帰属が政治問題化する

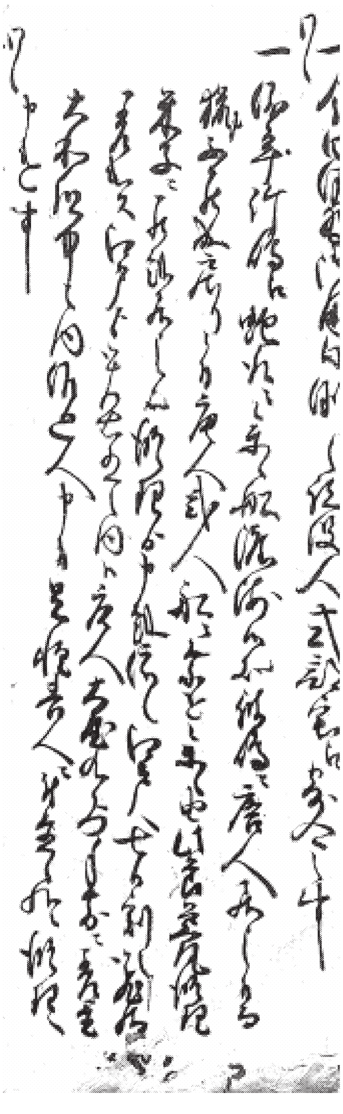

（四月二八日）
一、例年竹嶋江鮑取ニ参候船渡海候処、彼嶋ニ唐人居申候付て、猟不罷成戻り候付、唐人弐人船ニ乗せ参候由、此節荒尾修理米子ニ罷越居申候故、修理より申越。依之江戸へ七日割之御飛脚差出ス。江戸より御左右有之内ハ、唐人大屋九右衛門手前ニ差置、大和組中之内作廻人申付、足軽番人ニ、付置候様ニ修理へ申遣事。

史料３　安龍福らを連行した大谷九右衛門船の船頭らの口上覚（「因府歴年大雑集」４月27日条）

（大谷九右衛門船頭口上覚）

元禄六年竹嶋より伯州ニ朝鮮人連帰り候趣

大谷九右衛門船頭口上覚

一、伯州米子を二月十五日出船仕、同十七之朝雲州雲津江参着仕、三月二日雲津を出船仕、隠岐国嶋前はし村へ同日ニ参着仕、三月九日迄逗留仕、翌十日に嶋後福浦江参着仕申候。四月十六日福浦を出船仕、同十七日之八ツ時分竹嶋之内とうせんが崎江参着仕、嶋へ上り見申候得は、めの葉大分ほし有之ニ付、不審ニ奉存、近辺を見申候へハ、唐人のわらじ有之ニ付、弥無心元奉存候へ共、日暮ニ及ヒ申候ニ付、其夜は捨置、明十八日ニはし船ニかこ五人私共弐人以上七人乗、西の浦を尋候へは、唐人見へ不申、其より北浦江参見申候へハ、唐船壱艘すへ小屋かけ仕、唐人一人居申候小屋之内を見候へは、蚫・めの葉大分取上ケ有之ニ付、彼唐人に様子尋候得共、通じニて無御座故、わけ聞へ不申候。右の唐人はし船に乗せ大てんぐと申所へ尋参り候へは、唐人拾人斗猟仕居申候内、通じ壱人居申故、此方のはし船ニ乗、前に北浦ニて乗せ候唐人ハ舟より上ケ、外に壱人以上弐人乗せ、様子相尋候へは、通じ申候は、三月三日此嶋猟可仕と存参申候由申候。船ハ何艘参候哉と相尋候得は、三艘ニ四十弐人乗参申候、竹嶋之儀は荒磯故、此方之船無心元奉存、二人之唐人乗せ元船へ戻り申候、右之唐人つれ戻り申候子細也。去年も此嶋ニ唐人居申ニ付、重て此嶋江渡猟仕候義堅無用之段おどししかり、段々申聞候所、又当年唐人猟仕居申候、ケ様御座候ハヽ、以後嶋猟可仕様も無御座、別て迷惑仕、乍恐何卒御理為可申上と奉存、右之唐人弐人召連、四月十八日竹嶋ヲ出船仕、隠岐国福浦江同廿日ニ参着仕候、然所、於隠岐御番所私共被召出、口上書上ケ候様被仰付候故、私共申候ハ、即唐人居申候間、御直ニ御聞被遊候様申上候へは、尤之由被成御意、唐人被召出様子御聞被成、其上ニて所之庄屋（本のまゝ）共出合、唐人之口上書上ケ申候、私共へも右之唐人口上書判形仕候様被成御座候へ共、達て御理申上、判形不仕候、其後御番所より唐人江酒樽被遣候。福浦ヲ同廿三日ニ出船仕、嶋前へ参着仕、同廿六日嶋前出船、同廿六日之昼雲州長浜江参着、同廿七日に米子入津仕候。以上。

卯月廿七日

舟頭　黒兵衛

舟頭　平兵衛